



日医発第 402 号（介護）
令和 7 年 6 月 4 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引き等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 27 年度から市町村が行う事業として、地域支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業が創設され、これまでも令和 2 年 9 月 2 日付け老老発 0902 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知にて標記の手引き等が示されてきたところです。

今般、第 9 期介護保険事業（支援）計画期間からや第 8 次医療計画の実施に伴う事項を充実させるべく、標記手引きの改訂版「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 4）」が作成され、各都道府県等介護保険主管部（局）長宛に通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

併せて「在宅医療・介護連携の推進に係るコーディネーターの活用ハンドブック」も作成され、さらに、地域の実情を踏まえた在宅医療と介護の連携にあたっては、各市町村において、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 4）」を参考に、進捗状況を自己評価し、自らの施策を改善するための指標や評価スキームを作成することが求められることから、これまでの調査研究事業を踏まえ、市町村において指標を設定する際のポイントを整理した「在宅医療・介護連携の推進に向けた指標の考え方手引き」（令和 6 年度老人保健健康増進等事業）等が取りまとめられました。

なお、新たな手引き等につきましては、日医ホームページ_メンバーズルーム_介護保険_地域支援事業のページにも掲載することを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

○在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 4）

厚生労働省ホームページ内 掲載 URL

（ <https://www.mhlw.go.jp/content/001468173.pdf> ）

○在宅医療・介護連携の推進に係るコーディネーターの活用ハンドブック

厚生労働省ホームページ内 掲載 URL

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001468174.pdf>)

○在宅医療・介護連携の推進に向けた指標の考え方手引き

厚生労働省ホームページ内 掲載 URL

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001494547.pdf>)

○在宅医療・介護連携における訪問看護ステーションの効果的な連携に関するハンドブック

厚生労働省ホームページ内 掲載 URL

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001494548.pdf>)

日医ホームページメンバーズルーム内 掲載 URL

(<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>)

記

(添付資料)

○介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて（令 7.3.31 老老発 0331 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

○在宅医療・介護連携の推進に向けた指標の考え方手引きについて（令 7.5.30 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡）

以上

老老発 0331 第 1 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて

令和 2 年 9 月 2 日付け老老発 0 9 0 2 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知によりお示ししてきた標記の手引きについては、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつ PDCA サイクルに沿った取組を継続的に行うことによって本事業でめざす姿の実現がなされるよう引きつづきお願いするとともに、第 9 期介護保険事業（支援）計画や第 8 次医療計画の実施に伴う事項を充実させるべく、今般、手引きの改訂を行った。なお、併せて在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーターの活用に向けたハンドブックも作成した。

新たな「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 4）」及び「在宅医療・介護連携の推進に係るコーディネーターの活用ハンドブック」については、厚生労働省ホームページに掲載をしているところであるので、御了知の上、管内各市町村に周知を図るとともに、実施の参考にされたい。

○在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 4）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001468173.pdf>

○在宅医療・介護連携の推進に係るコーディネーターの活用ハンドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/001468174.pdf>

【担当】

厚生労働省老健局老人保健課

電話：03-5253-1111（内線 3872、3993）

FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

各都道府県 在宅医療・介護連携担当課 御中

厚生労働省老健局老人保健課

在宅医療・介護連携の推進に向けた指標の考え方手引きについて

在宅医療・介護連携の推進につきまして、日頃から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月 31 日付け老老発 0 3 3 1 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知により「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 4）」について周知したところです。

地域の実情を踏まえた在宅医療と介護の連携にあたっては、各市町村において、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 4）」を参考に、進捗状況を自己評価し、自らの施策を改善するための指標や評価スキームを作成することが求められます。

そこで、これまでの調査研究事業を踏まえ、市町村において指標を設定する際のポイントを整理した「在宅医療・介護連携の推進に向けた指標の考え方手引き」（令和 6 年度老人保健健康増進等事業）等を取りまとめました。

在宅医療・介護連携推進事業の一層の推進に向けて、本手引きやハンドブックについて、管内各市町村に周知を図るとともに、実施の参考にさせていただきようお願いいたします。

○在宅医療・介護連携の推進に向けた指標の考え方手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/001494547.pdf>

○在宅医療・介護連携における訪問看護ステーションの効果的な連携に関するハンドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/001494548.pdf>

【問合せ先】

厚生労働省老健局老人保健課

電話：03-5253-1111（内線 3872、3993）